

教育行政によるいじめ防止等のための 組織における臨床心理士の実際

日時 10月28日(日) 14:00~17:00
(受付開始13:30)

場所 創元社本社 4階セミナールーム
大阪府中央区淡路町4-3-6

講師 西井 恵子先生(谷町子どもセンター)

平成25年に「いじめ防止対策推進法」の成立、平成29年3月「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定により、学校だけでなく学校設置者や自治体、教育委員会においても委員会組織が作られ、いじめへの対応が求められています。重篤ないじめ事案だけでなく、いじめの初期対応に課題があり、学校とトラブルになっているケースも少なくありません。学校が児童生徒にとって安心・安全な場所となるように、学校に関わる臨床心理士に対して審議委員や調査員としての参画が求められています。本研修では委員の活動の実際について学び、重責を担える臨床心理士となれるよう理解を深めます。

参加費 大阪府臨床心理士会会員 2,000円
定員 30名(先着順)

参加要件 学校臨床経験7年以上の大阪府臨床心理士会会員

*本研修は「学校臨床の基礎知識 いじめ問題対応編」での講義を踏まえて行います

申し込み期間 9月25日(火)~10月9日(火)

*申し込み期間外のメールは受け付けることができませんのでご注意ください

*お問い合わせや当日の連絡は教育部会 (osccpkyouiku@yahoo.co.jp)に
してください

【申し込み方法】

件名を「臨床心理士の実際」として

- ①お名前(ふりがな) ②臨床心理士番号
- ③ご所属 ④電話番号 ⑤所属部会
- ⑥所属府県士会 ⑦学校臨床歴

をご記入の上、教育部会

(osccpkyouiku@yahoo.co.jp)まで

*1週間以内に返信がない場合にはお問い合わせください

*メールが返信できないことがありますので、上記メールが受信可能なように設定しておいてください。

